

3審判決文（これが3審判決文で無い場合は、公文書偽造。但し日付等は消してある。）

上告代理人 株式会社セントラルマーケット顧問弁護士

3審の進め方

3審（上告）は、上告理由書が原告の所に来るか不明だった。

その為に、裁判所からコピーを取り寄せてみた。

心配したとおり、虚偽の内容があり、判決文でもある様に意味不明な内容であった。

正直な所、精神的にも肉体的にも限界だった為、裁判官が虚偽内容を真に受け誤審をし、裁判が長引かない様に原告から上告理由書についての答弁書と下記URLで記載した名誉毀損偽証証明テープを送っておいた。

<http://www.cm-jittai.com/uside/uside22.html>

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人佐藤明夫、同高木彰臣の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に立って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よって、本件上告は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官